

## 配水管工事材料使用承認委員会要綱

### (設 置)

第1条 配水管工事に使用する材料（以下「材料」という。）の使用承認について工事の適切なる施工、管理を確保し、かつ公正を期するため配水管工事材料使用承認委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は前条の目的を達成するため、次の事項をつかさどる。

- (1) 材料の使用承認について審査すること。
- (2) 材料の使用に関する調査、研究。
- (3) その他の必要事項。

### (組織)

第3条 委員会は次に掲げる委員で組織する。

- 2 委員には、技術部長、技術管理室長、計画整備課長、管路課長、給水装置課長、中央工事事務所長、秋葉工事事務所長、北工事事務所長及び西蒲工事事務所長をもってあてる。

### (委員長)

第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員長には技術部長、副委員長には技術管理室長をもってあてる。

- 2 委員長は会務を総理する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

### (委員会)

第5条 委員会の開催は委員長が召集する。

- 2 使用承認の決定は、委員会の審査にもとづき委員長がこれを決定する。

### (専門部会)

第6条 委員会の所掌事項を補助するため、委員会に専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会に属すべき職員は委員長が指名する。
- 3 部会の運営は委員会の定めるところによる。

### (関係課(所)の意見の聴取)

第7条 委員会は、審査事項について必要があるときは、関係課(所)の意見を聴くことができる。

### (その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は別に定める。

### 附 則

この要綱は、平成9年10月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

### 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。